

三重県立ゆめドームうえの指定管理者募集要項

平成28年7月

三重県地域連携部

目 次

	ページ
1 指定管理者募集の目的 -----	1
(1) 指定管理者制度活用 の目的 (期待する効果) -----	1
(2) 施設の設置目的 (役割) -----	1
(3) 施設運営の基本的な方向性 (運営方針) -----	1
2 施設の概要 (名称、所在地、施設の構造・規模等) -----	1
3 指定管理者が行う管理の基準 -----	1
(1) 休館日 -----	1
(2) 利用時間 -----	2
(3) 利用の許可及び利用の制限等 -----	2
(4) 利用の許可等の行政手続 -----	2
(5) 管理を通じて取得した個人情報 の取扱い -----	2
(6) 管理に関する情報の公開 -----	2
(7) 利用料金制度の採用 -----	2
(8) 県施策への協力 -----	2
(9) 関係法令等の遵守 -----	2
(10) 暴力団等による不当介入への対応 -----	3
4 指定管理者が行う業務の範囲 -----	3
(1) 業務の内容及び要求水準 -----	3
(2) 指定管理期間を通じて達成すべき成果目標 -----	5
(3) 自動販売機の設置 -----	5
5 指定管理者の指定の予定期間 -----	6
6 管理に要する経費等 -----	6
(1) 指定管理に係る指定管理料 -----	6
(2) その他 -----	6
7 申請資格 -----	6
8 指定の申請の手続き -----	8
(1) 募集要項並びに仕様書の配布等 -----	8
(2) 現地説明会の開催 -----	8
(3) 質問事項の受付及び回答 -----	9
(4) 申請書類の受付 -----	9
9 指定管理者の選定 -----	12
(1) 申請資格の審査 -----	12
(2) 申請者名等の公表 -----	12
(3) 選定委員会の設置及び審査・選定 -----	12
(4) 選定基準等 -----	12
(5) 審査の方法 -----	12
(6) 失格事項 -----	13

(7) 選定結果の通知-----	13
(8) 選定結果の公表-----	13
1 0 指定管理者の指定-----	13
1 1 指定管理者との協定の締結-----	13
1 2 管理状況の把握と評価・監査等-----	13
(1) 利用者の声の把握と業務報告書の提出-----	13
(2) 業務の評価-----	14
(3) 監査の実施-----	14
(4) 財務状況の確認-----	14
1 3 県と指定管理者との責任の分担-----	14
1 4 事業の継続が困難になった場合における措置-----	15
(1) 県への報告-----	15
(2) 指定管理者に対する実地調査等-----	15
(3) 指定管理者の破産等-----	15
(4) 県に対する損害賠償-----	15
(5) その他不可抗力の場合-----	15
1 5 その他-----	15
(1) 施設管理開始までにおける指定の取消し-----	15
(2) 業務の再委託-----	15
(3) 施設等の引継ぎ-----	15
(4) 利用許可等の引継ぎ-----	16
1 6 問合せ先-----	16